

近世ザクセン選帝侯領における手工業者の決闘に 関する一考察

——法規範と裁判記録を対照させて——

A Study on Dueling among Craftsmen in the Electorate of Saxony in the Early Modern Period: Contrasting Legal Norms and Court Records

齋藤敬之

Hiroyuki SAITO

Abstract

From the latter half of the seventeenth century, the Electorate of Saxony, Germany, began to vigorously prohibit duels. Legal norms such as *das Duellmandat*, i.e. the anti-dueling mandate, demonstrate how duels among noblemen and the larger elite were brought from the streets to the courtroom where it was practiced as the primary mean of solving conflicts in relation to defamation of honor. However, although exceptional, cases of duels among other social groups also occurred. In 1673, in Freiberg, for example, the court treated a conflict of honor between two journeymen as a duel and used the anti-dueling mandate to solve the dispute legally.

In this article, I present an overview of the differences between the legal norms and court records related to duels in early modern Germany. Furthermore, I will explain two reasons to these differences. My thesis is firstly, that while there in legal norms existed a clear distinction between duels and other forms of violence, the society did not yet share this viewpoint. And secondly, it was not necessarily self-evident to associate duels with the behaviors of particular social status or groups such as the nobles, which meant that dueling in the latter half of the seventeenth century was not to be understood as a means of social distinction.

はじめに

ドイツをはじめとするヨーロッパにおける近代市民社会で広く見られた、男性間での行動様式としての決闘（独：Duell）は、その特殊な形態や性質ゆえに暴力の歴史の中で一節を構成し得るも

ものでもある¹⁾。決闘の核にあるのは名誉毀損や侮辱に対する名誉の回復である。近代ドイツにおける決闘を包括的に分析し決闘研究を大きく進めたU・フレーフェルトによれば、決闘は「名誉の保持を目的になされる、あらかじめ取り決められ、規則性を有し、殺傷能力のある武器を用いて決着づけられる一騎打ち」であり、その主たる担い手は貴族層およびその慣習を摂取した教養市民層であった²⁾。このような決闘は16世紀頃にまでさかのぼることができるが、彼女の議論でも近世に当たる16-18世紀は近代の決闘の前段階として扱われるに過ぎず、また決闘が貴族の行動様式に属する点が自明視されている³⁾。

ところで、「暴力を用いた名誉の維持や回復」という側面は近代市民社会や貴族の行動様式に限って見られたものではない。「歴史犯罪研究 (Historische Kriminalitätsforschung)」と呼ばれる中近世ドイツの犯罪に関する社会史研究の成果によれば、名誉をめぐる揉め事の決着手段として身体的攻撃が用いられることは中近世社会全体で身分を越えて広く見られるものであった⁴⁾。実際、同研究分野で業績を上げてきたU・ルートヴィヒやG・シュヴェアホフらは中近世の決闘へも関心を向け、決闘を歴史的に変化し、構築される現象として捉えようと試みている⁵⁾。それゆえ、フレーフェルトの定義をそのまま近世に当てはめるのは問題であるとしたうえで⁶⁾、例えば決闘を近世当時の暴力に位置づけて解釈することや、決闘が他の名誉をめぐる暴力と分化して特殊な暴力形態となる過程を検討することの必要性を強調している⁷⁾。

本稿では、こうした指摘を踏まえたうえで、手工業者の決闘に注目する。手工業者は、決闘の担い手としては例外的な存在であったとされる一方⁸⁾、そもそも中近世ドイツ社会において「暴力を用いた名誉の維持や回復」の当事者としてしばしば登場する存在でもあったからである⁹⁾。この

1) S・ピンカー著、幾島幸子・塩原通緒訳『暴力の人類史 上』青土社、2015年、62-65頁。

2) Ute Frevert, [Art.] Duell, in: *Enzyklopädie der Neuzeit*, Bd. 2, Stuttgart 2005, Sp. 1165-1168, hier Sp. 1165f. フレーフェルトの研究に関する簡明な整理は、森田直子「ドイツ近代の決闘—エリアスとフレーヴェルトを中心に—」(『立正史学』第113号(2013年)、43-63頁)、ここでは49-55頁を参照。

3) Frevert, [Art.] Duell, Sp. 1165-1167; U・フレーフェルト「市民性と名誉—決闘のイギリス・ドイツ比較—」(J・コッカ編著、望田幸男監訳『国際比較—近代ドイツの市民—心性・文化・政治—』ミネルヴァ書房、2000年、133-165頁)、ここでは137-138頁。

4) この点に関する研究動向の整理として、齋藤敬之「暴力の歴史の描写を目指して—中近世ドイツ犯罪史研究における動向から—」(『史学雑誌』第130編第2号(2021年)、37-57頁)。

5) 両名が編者に加わっている論文集『決闘 中世から近代にかけての名誉をめぐる闘い』が重要な成果である。Ulrike Ludwig/Barbara Krug-Richter/Gerd Schwerhoff (Hg.), *Das Duell. Ehrenkämpfe vom Mittelalter bis zur Moderne*, Konstanz 2012.

6) Ulrike Ludwig/Gerd Schwerhoff, Ansichten zum Duell. Geschichtswissenschaftliche Zugänge, in: Ulrike Ludwig/Barbara Krug-Richter/Gerd Schwerhoff (Hg.), *Das Duell. Ehrenkämpfe vom Mittelalter bis zur Moderne*, Konstanz 2012, S. 29-38, hier S. 35.

7) Ludwig/Schwerhoff, Ansichten zum Duell, S. 37.

8) フレーフェルト「市民性と名誉」、138頁。本稿で扱うザクセン選帝侯領も含めて近世の神聖ローマ帝国の決闘の意義を包括的に論じたU・ルートヴィヒのモノグラフでも、手工業者の決闘の件数が総じて極めて少なかったことが指摘されている。Ulrike Ludwig, *Das Duell im Alten Reich. Transformation und Variationen frühneuzeitlicher Ehrkonflikte*, Berlin 2016, S. 223f.

9) 例えば以下を参照。Katharina Simon-Muscheid, Gewalt und Ehre im spätmittelalterlichen Handwerk am Beispiel

ようなケースから、中近世ドイツ社会における「暴力」としての決闘の特質とその扱われ方を考察したい。すでにA・マイアーがこのような着眼点で、ザクセン選帝侯領の事例を用いて、①どのようにして手工業者が関与した暴力行為が“Duell”として扱われ、決闘禁止令によって処理されていたのか、②手工業者も名誉概念や暴力指向性を有していたにもかかわらず、なぜ決闘が少なかったのか、といった点を論じている¹⁰⁾。ただし②については、M・フェッセルが指摘しているように、手工業者が名誉をめぐる争いを決着づける際に決闘以外のいかなる方法を用いていたのかを明らかにしてはじめて論じることができる点に留意しなければならない¹¹⁾。そこで本稿では、マイアーと同じくザクセン選帝侯領を取り上げ、まず16世紀後半から17世紀後半にかけての同領邦における名誉に関わる暴力や決闘に関する法規範を整理する。次いでマイアーも扱っている1673年に都市フライベルクで発生した手工業者の決闘に関する裁判史料を改めて分析し、いくつかの論点を補いながら当該事件を再構成するとともに、上記①について検討する。そして、法規範での決闘の扱われ方と裁判での手工業者の決闘の扱われ方を対照させることで本稿をまとめた。

1. 法規範の性質

1-1. 刑法の規定に見る名誉と暴力

ザクセン選帝侯領において、16世紀半ば以降の刑法や刑事手続の発展の結実の一つとされるのが、1572年に発布されたザクセン選帝侯領法典(Kursächsische Konstitutionen)である¹²⁾。そのうち、名誉に関わる暴力を扱った条項として、第4部第9条「他人を挑発した者をいかにして処罰すべきか」は以下のように規定している。

挑発によってしばしば殺人やその他の不法行為が生じているので、余は以下のことを定め、命じる。すなわち、名誉に触れ苦痛を与えるような言葉で他人を挑発した者は、その際いかなる傷害も生じなかった場合でも、相当量の罰金刑、拘禁刑、しかし事件や人格に応じて領国追放刑によって処罰されるべし。それに従って、余の参審人団や裁判所がそうした案件について判決を下し、刑を科すべし¹³⁾。

また、同第10条「先行する名誉を傷つけるような言葉で挑発されたことによって違反行為をした者をいかにして処罰すべきか」は以下のように規定している。

Basels, in: *Zeitschrift für Historische Forschung* 18 (1991), S. 1-31; 佐久間弘展『若者職人の社会と文化 14～17世紀ドイツ』青木書店、2007年、264-271頁。

10) Andreas Meier, Handwerkerduelle im frühneuzeitlichen Kursachsen als (außer)gewöhnliche Gewaltrituale, in: Ulrike Ludwig/Barbara Krug-Richter/Gerd Schwerhoff (Hg.), *Das Duell. Ehrenkämpfe vom Mittelalter bis zur Moderne*, Konstanz 2012, S. 289-299.

11) Marian Füssel, Ständisch-korporative Duellkulturen – Ein Kommentar, in: Ulrike Ludwig/Barbara Krug-Richter/Gerd Schwerhoff (Hg.), *Das Duell. Ehrenkämpfe vom Mittelalter bis zur Moderne*, Konstanz 2012, S. 301-309, hier S. 304.

12) 同法典については、以下の法集成に収録されているものを参照した。Johann Christian Lünig, *Codex Augusteus, oder Neuvermehrtes Corpus juris Saxonici, (...)*, Bd. 1, Leipzig 1724, Sp. 73-132.

13) Lünig, *Codex Augusteus*, Sp. 119.

余の禁令に反して、名誉に触れる言葉によって戦いへと挑発された者が、いま述べたような形で挑発した者に傷を負わせた場合、その挑発された者は賠償金を払う義務を有さない。

しかし、名誉を傷つける言葉で挑発され、挑発した者を殺害した場合、その者は、人格や情状を考慮して、殺人犯に対する正規刑に処されることはなく、裁量によって、すなわち領国追放などによって処されるべし。それに従って、余のラントの参審人団や裁判所が裁かなければならない¹⁴⁾。

これらの条項からは、まず口頭による名誉毀損や挑発と殺人に至る身体的攻撃は一続きの行動様式をなすという理解を法規範も受容していたことが見出される。さらに、名誉毀損や挑発それ自体も刑罰の対象となる一方、それらに対する反応として殺人が生じた場合には正規刑¹⁵⁾からの減刑の理由となり得ることが読み取れる¹⁶⁾。

ところで、同第42条「名誉毀損について」は、その題目の通り（口頭での）名誉毀損（Injurien）を扱っているが、同時に死に至らない暴力行為（Real-Injurien）も対象としている点が見逃せない。

〔……〕余は、ザクセン法で名誉を傷つけた者に極めて軽微な刑、つまり30シリングを越えない刑が定められており、余のラントの名誉ある者の中にはこれまで名誉に関わる案件のために訴訟に巻き込まれることを嫌悪する者もいたことを想起させた。しかし、余は、オーブリヒカイトに値する者は、名誉を愛でる者に、適切な刑罰によって、彼らの名誉を補償し、そしてこうした誹謗や侮辱、シュルツ・イン・インユーリエン名誉毀損といった悪行を阻止して然るべきであることも熟慮した。それゆえ、中傷の案件についてのザクセン法の諸命令や諸規定を廃止することとした。すなわち、こうした規定を、これをもって、つまりこの法典の効力をもって、君主およびオーブリヒカイトの権能で、完全に廃止する。そして以下のことを定める。すなわち、不法かつ故意に、そして軽率なやり方で、他人を、男性であれ女性であれ、その名誉を誹謗し、冒瀆し、侮辱し、毀損し、それゆえに相手によって訴えられた者は、中傷された側に、その無実が判明した後、裁判所で公の撤回をする責任がある。

しかしさらに、そうした軽率な冒瀆者および中傷者は裁量によって、高額の罰金刑や拘禁刑、あるいは期限付きの追放刑に処されるべきであり、あるいは人格や時間、場所、その他の状況の状況に応じて、笞刑あるいは永久の〔＝無期限の〕追放刑に処されるべし。

余はこの法典を暴力行為、すなわちある者が言葉による中傷なく〔相手の〕身体を傷つけた場合にも拡大することとした。そして以下のことを定める。すなわち、それ〔＝暴力行為〕についてもザクセン法はもはや生じず〔＝有効ではなく〕、余の参審人団で裁量刑が科されるべし。しかし、上級裁判所あるいは領主裁判所の慣習や伝統、および刑罰に関して慣習に属する事柄も保持され、それに従って余の参審人団で判決が下される¹⁷⁾。

名誉毀損と身体的な暴力行為が同等に扱われ得るという理解が示されており、いずれにも罰金刑や追放刑など比較的軽微で量刑を柔軟に定めることのできる刑罰が見込まれている¹⁸⁾。

14) Lünig, Codex Augusteus, Sp. 119f. 訳文中の〔 〕は訳者が補ったり言い換えたりした箇所を示す。以下も同様。

15) 1532年に発布された帝国法であるカロリーナ刑事法典第137条では死刑（斬首刑あるいは車輪刑）が規定されており、これはザクセン選帝侯領でも通用している。同条項については、上口裕『カロリーナ刑事法典の研究』成文堂、2019年、342-346頁を参照。

16) Ludwig, Das Duell, S. 90.

17) Lünig, Codex Augusteus, Sp. 129.

18) Ludwig, Das Duell, S. 152f. こうした名誉毀損と身体的な暴力行為の扱いについては、以下も参照。Ralf-Peter

1-2. 17世紀後半の決闘禁止令の展開

17世紀に入ると神聖ローマ帝国では決闘を対象としたいわゆる決闘禁止令（Duellmandat）が登場し、ザクセン選帝侯領では17世紀後半以降に確認される¹⁹⁾。同領邦で最初の決闘禁止令とされるのが、1653年の禁止令である²⁰⁾。ここでは、決闘が「つかみ合い」や「挑発行為」、「婚礼などの集まりの際の狼藉行為」と同一の文脈で扱われており、この段階で名誉をめぐる争いの特殊な決着形態とは理解されていなかったようである²¹⁾。ただし、貴族など身分の高い者の行動様式であるという公権力の理解も垣間見える²²⁾。

次に1661年に発布された包括的なポリツァイ条令（Policeyordnung）を見てみよう²³⁾。その第7章「無礼な馬の乗り回しやキリスト教徒にふさわしくない挑発やつかみ合いについて」は1653年の禁止令の内容を直接受け継いでいる。また、第5章「名誉毀損、侮辱、誹謗について」は、名誉毀損などを独立した構成要件として処罰の対象としている。以下に挙げる箇所からも明確なように、1572年のザクセン選帝侯領法典第4部第42条の規定を受け継いでいる。

[第3節] しかし、それ以上にまたそれとともに、軽率に侮辱した者や名誉毀損を犯した者も、裁量によって高額の罰金刑や拘禁刑、あるいは期限付きの追放刑、さらにあるいは人格や時間、場所、その他の状況に応じて、笞刑を伴って無期限に領国を追放されるべし。

[第4節] 余はこれをもって、名誉毀損の案件に関する30シリング〔を科すという〕ザクセン法の条令と規定を再度廃止し、余の〔ザクセン選帝侯領〕法典を繰り返し、余の政府や上級官廷裁判所および他の裁判所、宗務局、大学の諸学部、参審人団にその法典を知らしめることをこの条令に基づいて真剣に命じ、この案件については上級官廷裁判所命令を、今後さらなる条令が出されるまでは、熟慮して中断することを望む²⁴⁾。

さらに注目すべきは、第5章および第7章を通じて、名誉毀損に対して自身で決着をつけることや（コストや手間がかかることを理由にして）訴訟に持ち込まないことを禁止している点である。

[第5章第6節] しかし、騎士に相当する者やその他の名誉ある者が長々と続く訴訟に、悪意ある名誉毀損者によって暴力や不法行為が起こされ、しかしそれでもなお多大な出費をしなければいけないと

Fuchs, *Um die Ehre. Westfälische Beleidigungsprozesse vor dem Reichskammergericht (1525-1805)*, Paderborn 1999, S. 100-107, S. 139-142.

19) Ludwig, *Das Duell*, S. 74-77.

20) Ulrike Ludwig, *Das Recht als Medium des Transfers. Die Ausbreitung des Duells im Alten Reich*, in: Ulrike Ludwig/Barbara Krug-Richter/Gerd Schwerhoff (Hg.), *Das Duell. Ehrenkämpfe vom Mittelalter bis zur Moderne*, Konstanz 2012, S. 159-173, hier S. 162. この禁止令の抄訳については、齋藤敬之「17世紀後半ザクセン選帝侯領の決闘禁止令」（『西洋史論叢』第42号（2020年）、93-105頁）、ここでは95-98頁を参照。

21) ルートヴィヒは、決闘（“Duell”）は新たな現象を意味するものではなく、それまでに存在した行為に対する新たな表現方法にすぎないとも指摘している。Ludwig, *Das Recht*, S. 162f.

22) 齋藤「17世紀後半ザクセン選帝侯領の決闘禁止令」、94頁。

23) 本条令についても、以下の法集成に収録されているものを参照した。Lünig, *Codex Augusteus*, Sp. 1561-1610.

24) Lünig, *Codex Augusteus*, Sp. 1569.

いった不平をこぼすには理由などない。それゆえ余は以下のことを命じる。侮辱された者が、名誉毀損者によってなされた侮辱や名誉の損傷をオープリヒカイトに密告し、そのために誹謗文書を提出するか証人を引き合いに出して召喚し、相手方が否認した場合には、略式的に、しかし宣誓に基づいて尋問させること、そしてそれによって訴え出られた侮辱が裏付けられる場合には、名誉毀損者は案件の判断に基づいて名誉の回復あるいは謝罪を行うよう促され、騎士に対する恩赦によって罰金刑や拘禁刑、あるいは期限付きの追放刑に処され、しかしあるいは人格や時間、場所、その他の状況に応じて、笞刑を伴って無期限に領国を追放されるべし²⁵⁾。

[第7章第8節] しかし、貴族の出である者や他の名誉ある者たちが、彼らが喧嘩好きで手に負えない者たちによって名誉を傷つける言葉で攻撃されたり殴打されて侮辱されたりし、そうした行為をその後長々と続く訴訟で探索しなければ〔＝明らかにしなければ〕ならない場合、自分たちに暴力や不法行為が降りかかっているかのように苦情を述べてはならない。

余は、名誉毀損に関する上記の命令をここで繰り返し、以下のように望む。すなわち、今後、ある者が言葉や行動によって侮辱された場合には、正規の訴訟は許可されず、侮辱された者が余の領邦政府あるいは他の裁判所に告訴し、それゆえに、上述のように、名誉毀損や挑発を含む文書を提示し、あるいはそれについて知っている証人を指名し、略式的に、しかし宣誓に基づいて尋問され、名誉毀損者も、同様に略式的に尋問されるべき反対証人によって、自身の無実を証明できず、名誉毀損者が侮辱された者に迫ったことが判明した場合には、その者が余あるいは余の兄弟の顧問官あるいは貴族の出である者であれば余の政府あるいは数名の騎士身分の者の臨席の下で、その他の〔身分の〕者であれば余の裁判所で、しかし少なくとも3名が同席している中で、名誉の回復と謝罪を、あるいは名誉毀損の性質に応じて公の撤回を行い、さらに人格を考慮することなく、罰金刑か拘禁刑に、あるいは犯行やその他の状況に応じて領国追放刑に処されるべし。侮辱された者自身は名誉毀損者の前で請い、当人と穏便に合意することを望むかもしれない。そのような場合、確かに余は和解に至るようにすることができる。しかしそれでも、違反者には、彼の財産に応じて敬虔な寄進に用いられるように、相当の罰金が科されるべし²⁶⁾。

刑罰については、先に引用した第5章第3節にも見られるように、名誉毀損や挑発のみに対して科されること、とくに高額の罰金刑が科されることに主眼が置かれている。第7章第7節も確認してみよう。

また、いかなる説明もあり得るが、ある者が他人を挑発した場合には、当人には、実際にバルゲンつかみ合いや決クエゲルヴェクセルン闘が生じなかったとしても、ただ挑アウスフォルデルン発のみによって、100ターラー、200ターラー、300ターラー、そして最大500ターラーまで〔の罰金で〕、また情状に応じて、そしてもしその者が二度や三度繰り返した場合には、領国追放刑やその他の厳格な刑罰を科すことが見込まれ、また他人を一緒になって煽り、あるいは挑発のためや使者として必要とされた者、そして同様に〔挑発を〕はねつけることができるにもかかわらずそれをしなかった者も同様である。さらに、〔挑発を〕禁止しない裁判領主、自分たちのところですでに発生したつかみ合いを直ちにオープリヒカイトに通告しなかった主人や家主、さらには挑発された者を〔戦いに〕現れなかったという理由で非難し、傷つけた

25) Lünig, Codex Augusteus, Sp. 1569.

26) Lünig, Codex Augusteus, Sp. 1572.

者には、罰金刑あるいは拘禁刑、あるいはその他の適切な方法で厳密に処罰されるべし²⁷⁾

さて、1653年に引き続き決闘禁止令としては1665年(7月19日および9月20日)のもの²⁸⁾と1670年のもの²⁹⁾が挙げられる。(とくに後者では)1661年のポリツァイ条令を参照している箇所がいくつもあり、かつ1653年のものからの変化が見られる。まず、“Duell”と呼び得る特殊な暴力形態が貴族や軍人の間で広く見られるようになっていくという認識が明確になった点である。次に、名誉毀損を訴訟の形ではなく決闘の形で決着づける状況が見られることに鑑みて、暴力を用いて名誉毀損に反応することを“Duell”の案件として裁く可能性が開かれた点である。これは換言すれば、1572年のものとは逆に、名誉毀損(および挑発)が刑の軽減の理由とはならなくなっていくことを意味している。以上を踏まえ、個々の行状や構成要件に応じて処罰や手続の細分化が図られ、貴族など高い身分の者にはこの(1670年の)決闘禁止令が、そうではない市民身分の者などには1661年のポリツァイ条令が適用されることが規定された点である³⁰⁾。

2. 手工業者の決闘の検討：1673年の事例から

前章で確認したように、17世紀後半の決闘禁止令では、決闘を名誉毀損に反応するための特殊な暴力形態と見なす理解や、それが主に貴族身分の者と結びついているという認識が次第に明確になってきた。それでは、手工業者の決闘はどのような性質を有し、法的にどのように扱われたのだろうか。以下、1673年にフライベルクで発生した、ともに毛皮加工業職人であるMartin AdelmanとWenzel Köhlerの間での決闘を取り上げ、当該事件を扱ったフライベルク都市裁判所の裁判記録を分析する³¹⁾。この文書は、一般糾問での証言記録や特別糾問での尋問項目とそれに対する被告の回答³²⁾、外科医の所見、ライブツィヒ参審人団からの判決指示および判決と刑罰の執行

27) Lünig, Codex Augusteus, Sp. 1571f.

28) Lünig, Codex Augusteus, Sp. 1621-1628.

29) 1670年の禁止令の抄訳については、齋藤「17世紀後半ザクセン選帝侯領の決闘禁止令」、98-102頁を参照。

30) 1660年代に見られるこうした規範上の変化については、以下に詳しい。Ludwig, Das Recht, S. 164f.; Ludwig, Das Duell, S. 94-98.

31) Sächsisches Hauptstaatsarchiv Dresden (以下 SächsHstADresden), 13749 Stadt Freiberg, Stadtgericht, Nr. 97; Meier, Handwerkerduelle, S. 290-294.

32) 糾問手続(Inquisitionsverfahren)は一般糾問(Generalinquisition)と特別糾問(Spezialinquisition)に区別される。前者は、犯行の存在やその状況、罪体(corpus delicti)を解明するためのもので、被疑者や証人が略式的に尋問される段階である。これに対して後者は、罪体や自白および被告の責任の確定を目的とし、被告に対して裁判所が用意した尋問項目(Frageartikel)による尋問が行われる。こうした両者の相違については、差し当たり以下を参照。Karl Härter, Strafverfahren im frühneuzeitlichen Territorialstaat: Inquisition, Entscheidungsfindung, Supplikation, in: Andreas Blauert/Gerd Schwerhoff (Hg.), *Kriminalitätsgeschichte. Beiträge zur Sozial- und Kulturgeschichte der Vormoderne*, Konstanz 2000, S. 459-480, hier S. 467-469; Margarete Wittke, Alltag, Emotionen, Gewalt: Auswertungsmöglichkeiten von Zeugenverhören der strafrechtlichen Generalinquisition, in: Ralf-Peter Fuchs/Winfried Schulze (Hg.), *Wahrheit, Wissen, Erinnerung. Zeugenverhörprotokolle als Quelle für soziale Wissensbestände in der Frühen Neuzeit*, Münster 2002, S. 293-316, hier S. 293-299; 藤本幸二『ドイツ刑事法の啓蒙主義的改革とPoena

の記録³³⁾などで構成されている。

2-1. 戦いの発端

戦いの直接のきっかけとなったのは、1673年12月29日に Adelman と Köhler の間で生じた口論と挑発であったようである。一般糾問に召喚された職人宿³⁴⁾の主人 Samuel Reisengiebel の証言によると、前日の晩から飲み続けていた両名が朝9時頃に酔った状態で職人宿に戻ってきたため、Reisengiebel が家に戻るよう指示したところ、Köhler は Adelman に対して自分の親方 (Caspar Riedel) のところに行けと言い、さらに「親方の Riedel さんはお前を職人の中で最下位に虐げようとしているぞ (*seinethalben möchte Riedel, der meister ihn, seinen gesellen gleich gar den hintersten/salvo honore/schmucken*)」と言って口論が続いた後、短剣を使った戦いへと挑発した (*einander auf die degen hienausgefordert*) という³⁵⁾。同じく Reisengiebel によれば、どちらが先に挑発したのかは定かではないが、すでに Köhler が短剣を所持していたことから彼が挑発したと推測している³⁶⁾。

ところで、民俗学や人類学の諸概念を用いて中近世ヨーロッパの名誉をめぐる争いを論じた H・デ・ヴァールトに従えば、名誉を毀損された者は、社会的地位が不安定な (ambivalent) 状態、つまり境界性 (Liminalität) の局面に置かれることになった。そのまま自身の名誉を回復しなければより低い社会的地位に甘んじなければならない危険を孕んでいたがゆえに、一種の対抗措置を用いて他人の面前で名誉を回復し社会への再統合を図る必要性に迫られたのである³⁷⁾。さらに、これまでの研究で一致しているように、居酒屋や職人宿といった公的な空間は、仲間をはじめとする他者とのコミュニケーションが頻繁に生じるがゆえに、しばしば名誉をめぐる争いの舞台であった点も重要である³⁸⁾。

Extraordinaria』国際書院、2006年、135-138頁。

33) 1574年にライプツィヒ参審人団 (Schöffenstuhl zu Leipzig) が領邦君主に属する機関へと格上げされ、それ以降同領邦内の刑事案件に対する法的判断を独占的に担うこととなった。ただしその後も、例えば本稿で扱うフライベルク都市裁判所などの同領邦内の各裁判所は犯罪捜査や判決執行を担う機関として機能し続けている。こうした点については、以下を参照。齋藤敬之「近世都市の刑事裁判における「請願」を通じた戦略的関与—ライプツィヒにおける暴力事件を例に」(『西洋史論叢』第38号(2016年)、79-93頁)、ここでは81-82頁。

34) 職人宿 (Herberge) については、南ドイツ諸都市の例ではあるが、佐久間『若者職人の社会と文化』に詳しい。

35) SächsHstADresden, 13749 Stadt Freiberg, Stadtgericht, Nr. 97, fol. 2r-2v.

36) SächsHstADresden, 13749 Stadt Freiberg, Stadtgericht, Nr. 97, fol. 2v.

37) Hans de Waardt, Ehrenhändel, Gewalt und Liminalität: ein Konzeptualisierungsvorschlag, in: Klaus Schreiner/Gerd Schwerhoff (Hg.), *Verletzte Ehre. Ehrkonflikte in Gesellschaften des Mittelalters und der Frühen Neuzeit*, Köln 1995, S. 303-319, hier S. 310-318. M・ディングスは、手工業職人は未婚でかつ親方になっていないゆえに独立した家計を有しておらず社会経済的に不安定であったため、こうした実力行使による名誉の回復の必要性がとくに強かったと論じている。Martin Dinges, Ehre und Geschlecht in der Frühen Neuzeit, in: Sibylle Backmann/Hans-Jörg Künast/Sabine Ulmann/B. Ann Tlusty (Hg.), *Ehrkonzepte in der Frühen Neuzeit. Identitäten und Abgrenzungen*, Berlin 1998, S. 123-147, hier S. 124-127.

38) 差し当たり、以下を参照。Beat Kümin, Friede, Gewalt und öffentliche Räume – Grenzziehungen im alteuropäischen Wirtshaus, in: Claudia Ulbrich/Claudia Jarzebowski/Michaela Hohkamp (Hg.), *Gewalt in der Frühen Neuzeit. Beiträge zur 5. Tagung der Arbeitsgemeinschaft Frühe Neuzeit im VHD*, Berlin 2005, S. 131-139; Gerd Schwerhoff, Malschellen für die Stadtwache – Exzesse und Gewalt im Wirtshaus, in: Hans-Peter Lühr (Hg.), *Gaststätten, Kneipen*

こうした論点を踏まえると、AdelmannとKöhlerの間で生じた口論と挑発行為は戦いの形での実力行使への発展において重要な位置を占めていたと考えられる。実際、当該の裁判手続、とくに被告兩名に対する特別糾問でも重要なテーマとなっている。まずKöhlerは、Adelmannがこれまでしばしば親方へつらうような発言をしており、それに対して以前に他の職人もAdelmannに対して同様の発言をし、頻繁に職人宿でからかってきたことから、上記の自身の発言を冗談で発したものであると説明している³⁹⁾。一方のAdelmannは、先のKöhlerの発言が争いのきっかけになったことを認めている⁴⁰⁾。彼にとっては、自分が親方から解雇されたことを他人のいる前でKöhlerにあげつらわれたことは職人としての立場や面目を失わせるものであり、決して受け流すことのできないものであった⁴¹⁾。他方で、一連の口論の中でAdelmannが、先立つ数日前に一緒に酒を飲んだ際に彼がKöhlerに酒代として貸した3グロッシェンが返金されないままであることを改めて注意したが、そのことがKöhlerによる挑発の引き金ともなった⁴²⁾。このAdelmannからの注意はKöhlerの信用に関わるものであり、この点で彼の立場を危うくするものでもあった⁴³⁾。このような応酬によって両者の手工業者としての名誉が動揺し、何らかの方法で争いを決着づけることで名誉を回復する必要が生じたのである。

2-2. 戦いの状況

AdelmannとKöhlerの間での戦いは、口論に引き続いて同じく12月29日の朝10時頃に市門の外で行われた⁴⁴⁾。戦いの形態には、確かに本稿冒頭で示したフレーフェルトの定義づけに当てはまる要素が見られる。例えば、戦いへと挑発しそれを受け入れること、戦いの際に（拳やその場にある道具などではなく）短剣という殺傷能力のある武器を用いること、互いに帯剣した状態で戦いを

und Cafés in Dresden, Dresden 2009, S. 15–25; Peter Wettmann-Jungblut, *Gewalt und Gegen-Gewalt. Gewalthandeln, Alkoholkonsum und die Dynamik von Konflikten anhand eines Fallbeispiels aus dem frühneuzeitlichen Schwarzwald*, in: Magnus Eriksson/Barbara Krug-Richter (Hg.), *Streitkulturen. Gewalt, Konflikt und Kommunikation in der ländlichen Gesellschaft (16.–19. Jahrhundert)*, Köln 2003, S. 17–58. 名誉をコミュニケーションの場に位置づけた議論として、以下も参照。田中俊之「名誉の喪失と回復—中世後期ドイツ都市の手工業者の場合」(前川和也編著『コミュニケーションの社会史』ミネルヴァ書房、2001年、409–432頁)、とくに412–416頁。この中でも、先のディングェスと同様に、名誉の喪失が手工業職人にとって重大な結果をもたらし得ることが指摘されている。

39) SächsHstADresden, 13749 Stadt Freiberg, Stadtgericht, Nr. 97, fol. 5v–6r: „*Er habe ihn zwar rausgefordert, wehre aber aus vexation/: dergleichen spaß sie uf der herbrige öffters mit denen handschuen getrieben:/ deswegen geschehen*“. この箇所をマイアーやそれを受けたルートヴィヒは「短剣を用いた戦い（決闘）がそれまでも頻繁に行われていた」と解釈しているが、本稿では異なる解釈を提示したい。Meier, *Handwerkerduelle*, S. 292; Ludwig, *Das Duell*, S. 229.

40) SächsHstADresden, 13749 Stadt Freiberg, Stadtgericht, Nr. 97, fol. 7v–8r.

41) Meier, *Handwerkerduelle*, S. 292.

42) SächsHstADresden, 13749 Stadt Freiberg, Stadtgericht, Nr. 97, fol. 6r, fol. 8r. なお、マイアーはこの金額を3グレンと読み下しているが、誤りであると思われる。Meier, *Handwerkerduelle*, S. 291f.

43) Meier, *Handwerkerduelle*, S. 292.

44) SächsHstADresden, 13749 Stadt Freiberg, Stadtgericht, Nr. 97, fol. 2r.

始める⁴⁵⁾といった規則性が見られることなどである⁴⁶⁾。

しかし、完全には当てはまらない点も見られる。それが武器の種類である。先述の通り、挑発に至った時点で Köhler が刺すことに適した細剣 (Stoßdegen) を所持していた一方で Adelman は何も所持しておらず、しかも叩き斬ることに向いた幅広く両刃の剣 (Haudegen) による戦いを望んだ⁴⁷⁾。実際に彼は住み込みをしている親方の家へ戻り、両刃の剣を持ってきたという⁴⁸⁾。武器の形状や機能からすれば不平等であり、一般にイメージされる決闘からは逸脱している。ただし、Adelman の要望や行動に対して Köhler を含めて居合わせた者が問題視したり卑怯などと認識したりしている様子は、目撃者の証言からも裁判所の尋問項目からも窺われない。実際、こうした武器の違いが必ずしも Köhler に不利に働いた様子はない。居合わせた宿屋の亭主 Carl Lippert の証言によると、Köhler は Adelman の剣を手から取り上げ、地面に倒れた Adelman に対して3発の攻撃を食らわせたが、「かかってこい、剣を取れ (*er solle kommen, und seinen degen nehmen*)」とさらに戦いを続けさせようとするような発言もしていたという⁴⁹⁾。

ところで、前節で指摘したように、名誉毀損や挑発が第三者を含めたコミュニケーションの中で生じたことに対応して、名誉の回復も第三者の面前で実現する必要があった⁵⁰⁾。本稿で扱っている事件でも、ここまで参照してきた証言から明らかなように、第三者が居合わせていた。Reisengiebel によれば、宿屋の亭主 Carl Lippert、冶金工親方 Zacharias Seydler、Stephan Wahl (職業不詳)、帽子工親方 Nicol Francken の下にいる職人1名、そして数名の服飾雑貨工職人も戦いを目撃していたという⁵¹⁾。ただし、当事者兩名の仲間であるはずの毛皮加工業職人が居合わせた様子はなく、名前の拳がった者たちが居合わせた理由については不明である。加えて、遅れて現場に駆け付けた Reisengiebel が戦っている兩名を戒めたり互いを引き離したりするなど平和の確保を試みたよう⁵²⁾、名前の拳がった他の目撃者が戦いに介入した様子はない。

それでも、当該の戦いの再構築や解釈という点で目撃者の意義を軽んじることはできないだろう。すでに指摘したように、Lippert の証言は Köhler が積極的に攻撃を展開したことを描写してい

45) 開始の状況を尋問された Köhler の証言によると、自分が先に戦いの場である市門の外に来て Adelman は後から追いかけてきたが、Adelman が剣を抜いた時には自分は鞘から剣を抜くことができなかつたため、一旦近くの小路に移動したという。SächsHstADresden, 13749 Stadt Freiberg, Stadtgericht, Nr. 97, fol. 6r. ただし、この状況について Adelman は別段証言をしていない。

46) Meier, *Handwerkerduelle*, S. 293.

47) Meier, *Handwerkerduelle*, S. 293; Ludwig, *Das Duell*, S. 229, Anm. 167. この2種類の剣の相違については、以下を参照。Wendelin Boenheim, *Handbuch der Waffenkunde. Das Waffenwesen in seiner historischen Entwicklung vom Beginn des Mittelalters bis zum Ende des 18. Jahrhunderts*, Leipzig 1890, S. 249, S. 285.

48) SächsHstADresden, 13749 Stadt Freiberg, Stadtgericht, Nr. 97, fol. 2v-3r. Adelman 自身もこの点を尋問されたうえで自供している。Ebd., fol. 9r.

49) SächsHstADresden, 13749 Stadt Freiberg, Stadtgericht, Nr. 97, fol. 10r.

50) 先のデ・ヴァールトの指摘とともに、以下も参照。Gerd Schwerhoff, *Das frühneuzeitliche Duell in der öffentlichen Streitkultur. Zum paradoxen Verhältnis von Gewaltpraxen und normativen Diskursen*, in: Henning P. Jürgens/Thomas Weller (Hg.), *Streitkultur und Öffentlichkeit im konfessionellen Zeitalter*, Göttingen 2013, S. 215-226, hier S. 220.

51) SächsHstADresden, 13749 Stadt Freiberg, Stadtgericht, Nr. 97, fol. 3v.

52) Reisengiebel 自身も含め、数名が証言している。SächsHstADresden, 13749 Stadt Freiberg, Stadtgericht, Nr. 97, fol. 3r-3v, fol. 10r-11v.

る。また他の証言には、逆に Adelman の振る舞いをポジティブに描写している傾向すら見出される。例えば Wahl も Lippert と同様に、Köhler が戦いを優位に進めたことを証言しつつ、Adelman には戦いを続けようとする意図はなく、Köhler が倒れ込んだ際にも、彼に攻撃をしてダメージを与えることができたにもかかわらずそれをせず、彼の手から剣を引き離そうとしていたことを述べている⁵³⁾。また、Seydler は、Adelman が Köhler に激しく攻撃された際、「兄弟、やめてくれ、もう別のやり方で仲直りできるだろう (*bruder laß nach, wir können uns ja wohl in andere wege vertragen*)」と願い出たにもかかわらず、Köhler は止めずに戦いがさらに続いたことや Adelman が計 6 回も刺されたことを証言している⁵⁴⁾。Reisengiebel を除く目撃者はおそらく戦いの発端や先行する名誉毀損のことを知らなかったが、それでも短剣を使った戦いを争いの決着手段としての「決闘」とは自明視しておらず、命を危険にさらし得る暴力沙汰と認識していた可能性がある。また Reisengiebel が仲裁や和解を試みたことから、彼が職人兩名の名誉毀損に端を発する争いを「彼ら自身が決闘という形で最終的に決着づけるべき」とは考えておらず、戦いに対して職人自身とは異なる認識を持っていたことが窺える。

2-3. 裁判所の吟味と判断

本章冒頭で述べたように、裁判中の特別糾問の段階で用いられる尋問項目は裁判所が用意したものである。本件の尋問項目を見ると、当該の暴力沙汰が“Duell”に該当するか吟味する裁判所の姿勢が見られる。その最たるものが、「そうした挑発や決闘が厳罰でもって厳しく禁止されているの知らないのか (*Ob er nicht wiße, daß solch ausfordern und duelliren bey hoher straffe ernst verboten?*)⁵⁵⁾」、および「いかなる刑罰が定められているの知らないのか (*Ob er nicht wiße, was vor straffe darauf gesetzt?*)⁵⁶⁾」といった尋問項目である。こうした項目が立てられること自体、一般糾問を経て明らかになった犯行を決闘として扱え得ると裁判所が判断したことの証左であると考えてよいだろう⁵⁷⁾。

Köhler は、前者の尋問項目に対して、長らくザクセン選帝侯領におらず聖ミカエルの日(9月29日)以来当地にいるためによく知らないと回答し、後者についてもよく知らず、また犯行当時酒に酔っていたことでよく把握できなかったとして赦しを請うている⁵⁸⁾。Adelman も同様に、前者についてこれまでの生涯でそうした揉め事に居合わせたことがなくよく知らないと回答し、後者についても知らないと発言している⁵⁹⁾。このように法規範に対する認識不足を主張することは見込まれる刑を軽減したり回避したりするための戦略と解釈され得るが、他方で被告兩名は自分たちの犯行が決闘として扱われていること自体に否定や反論を試みているわけでもない点にも注目すべきで

53) SächsHstADresden, 13749 Stadt Freiberg, Stadtgericht, Nr. 97, fol. 10v.

54) SächsHstADresden, 13749 Stadt Freiberg, Stadtgericht, Nr. 97, fol. 11v.

55) Köhler に対しては第 11 項、Adelman に対しては第 15 項に該当する。SächsHstADresden, 13749 Stadt Freiberg, Stadtgericht, Nr. 97, fol. 6v, fol. 9v.

56) Köhler に対しては第 12 項、Adelman に対しては第 16 項に該当する。SächsHstADresden, 13749 Stadt Freiberg, Stadtgericht, Nr. 97, fol. 6v, fol. 9v.

57) Ludwig, Das Duell, S. 227.

58) SächsHstADresden, 13749 Stadt Freiberg, Stadtgericht, Nr. 97, fol. 6v.

59) SächsHstADresden, 13749 Stadt Freiberg, Stadtgericht, Nr. 97, fol. 9v.

あろう⁶⁰⁾。

さて、このような尋問を経て、当該事件はどのように判断されたのだろうか。ライプツィヒ参審人団は、職人兩名が口論となり、Köhlerが短剣を使った戦いへと挑発し、互いに突き合ったという罪状を認定している。そして、兩名とも（ザクセン選帝侯領における）決闘の禁止を知らずに今回の行動をしてしまったとする主張については、謝罪のための言い訳であるとして、酌量の余地を与えていない⁶¹⁾。そして最終的に、兩名に対して量刑の区別なく500ターラーの罰金刑あるいは1年間の拘禁刑および訴訟費用の清算を科すべきと判断しているが、その根拠としているのは1670年の決闘禁止令なのである⁶²⁾。しかも、目撃者への尋問における職人兩名に対する異なった描写を経て、例えばKöhlerによる挑発やAdelmannが6回も刺されて負傷したといった状況が明らかになったにもかかわらず、量刑の判断では一定の位置を占めていない。これらの点から、兩名による戦いそれ自体を処罰しようとする姿勢が読み取れる。

フライベルク都市裁判所は、この判決指示の受領後の1674年1月21日、被告兩名に罰金刑と拘禁刑のいずれを受けるか考える猶予を2日間与えている⁶³⁾。兩名はともに拘禁刑を選択したようである。しかし早くも1674年7月31日、兩名は都市裁判官たちの臨席の下でウアフューデを宣誓し⁶⁴⁾、Adelmannについてはこの時点で拘禁が満期となり釈放、Köhlerについてはさらに14日間拘禁された後に釈放されるべきとされたのである⁶⁵⁾。釈放に至るまでに約半年しか経過していない理由については、被告本人や彼らを取り巻く人々（家族や手工業親方など）による請願の存在が推測される。刑事裁判における請願は、裁判の継続中あるいは刑の確定後や執行中に刑の軽減や免除を求めて口頭あるいは請願書の形でなされるものである⁶⁶⁾。ただし本件では、請願に関する言及や請願書の受領は確認されないため、誰がいかなる理由や主張によって拘禁期間の短縮を勝ち得たのか

60) Meier, Handwerkerduelle, S. 293f.

61) SächsHstADresden, 13749 Stadt Freiberg, Stadtgericht, Nr. 97 [o. Pag.].

62) SächsHstADresden, 13749 Stadt Freiberg, Stadtgericht, Nr. 97 [o. Pag.]: „So werden beyde inquisiten nach inhalt des 5. Octobris A[nn]o 1670. publicirten Churfürstl. gnädigsten Mandats, undt zwar ieder absonderlich umb funff hundert thaler hoch oder ein jahr lang mit gefängniß über der erden, darinne sie mit waßer undt broth zu speisen, bestraffet, auch zu erstattung der auffgewandten uncosten nach vorgehender liquidation undt richterlicher ermäßigung angehalten, von rechts wegen“; Meier, Handwerkerduelle, S. 293. 該当する規定については、齋藤「17世紀後半ザクセン選帝侯領の決闘禁止令」、100頁を参照。

63) SächsHstADresden, 13749 Stadt Freiberg, Stadtgericht, Nr. 97 [o. Pag.].

64) 中世後期以降のウアフューデ(Urfehde)とは、違反行為を理由に公権力によって拘禁された者が、釈放時にその拘禁を承認するとともにそれに対する復讐を放棄する旨を誓約することを指す。齋藤敬之「暴力事件はいかにして処理されたか—15世紀ライプツィヒのウアフューデ台帳の分析を中心に—」(『早稲田大学大学院文学研究科紀要 第4分冊』第59輯(2014年)、63-76頁)、ここではとくに66頁を参照。

65) SächsHstADresden, 13749 Stadt Freiberg, Stadtgericht, Nr. 97 [o. Pag.]: „zwar Adellmann gänzlich, Wenzel Köhler aber biß auf 14 tage, so er noch im gefängniß verbleiben soll, dimittiret und lohsgelaßen“.

66) 筆者は、同じくザクセン選帝侯領内の都市ライプツィヒでの暴力事件の処理を例に、請願の意義を論じたことがある。齋藤「近世都市の刑事裁判における「請願」」、および、齋藤敬之「近世ドイツ刑事司法における「請願」に見る「共同体」の存在—ザクセン選帝侯領の例から—」(松本悠子・三浦麻美編著『歴史の中の個と共同体』中央大学出版部、2022年、227-245頁。)

については不明である⁶⁷⁾。

おわりに

本稿の議論をまとめたい。まず、名誉毀損が身体的攻撃の原因ともなるがゆえに（裁量刑の形で）処罰の対象とする姿勢は、16世紀後半から17世紀後半以降に至るまで連続していた。しかし、1661年のポリツァイ条令や1670年の決闘禁止令から確認できるように、決闘が貴族など身分の高い者の行動様式であるという理解も明確になってきた。それに対応して、決闘に先立つ名誉毀損に対して厳しい態度をとるようになり、減刑の理由とはならなくなっていく。概して法規範では、決闘が他の暴力形態と分化していく傾向が見られた⁶⁸⁾。

しかし、本稿で取り上げた手工業者の決闘の扱われ方には、法規範の内容と一致しない点も見出される。そもそも当該事件が手工業職人間で発生したものであったにもかかわらず、その法的判断の根拠となっているのが1670年の決闘禁止令であった。参審人団や都市裁判所は当該事件が決闘であることを前提に動いていた。被告である職人自身や目撃者である都市住民にも、当該事件が決闘には該当しないと明確に否定している様子は見られず、しかし同時に名誉毀損に対して決闘という手段を（意図的あるいは選択的に）用いているという認識も見られないのである⁶⁹⁾。結局のところ、当該事件が“Duell”として扱われたのは裁判を担う公権力によるラベリング（Etikettierung）の産物であると解釈できる⁷⁰⁾。

こうした法規範と裁判での状況の不一致について、1660年代から70年代頃当時の決闘に対する認識にその理由を求めたい。第一に、法規範の中で「つかみ合い」や「挑発」といった決闘に関わる複数の表現が見られることからわかるように、当時決闘と他の暴力形態の分化が進んでいるとはいえそれらを峻別するような認識はまだ社会全体で共有されていなかった点である。第二に、決闘を特定の身分や集団に結びつけることは必ずしも自明ではなく、決闘が特定の身分や集団による他の身分などと差別化を図るための手段であるとする理解、つまり決闘を許された（satisfaktionfähig）集団が存在するという理解が社会全体では共有されていなかった点である⁷¹⁾。

本稿で扱ったもの以外にも手工業者の決闘の事例が存在する⁷²⁾。これらについても当事者および目撃者の認識や法的処理の仕方を検討することで本稿の成果を拡充させることができるだろう。さらに、18世紀初頭になってから決闘が社会的差別化の性質を帯びる特殊な暴力形態となるという指摘⁷³⁾を検証することも必要になる。そのために、18世紀にも分析の射程を拡大させるとともに、法規範と裁判での扱われ方の不一致、とくに名誉毀損に反応する暴力を「決闘」とラベリングする

67) Meier, Handwerkerduelle, S. 293.

68) Ludwig, Das Recht, S. 164f.

69) Ludwig, Das Duell, S. 231.

70) この点でマイアーのテーゼを確認したことになる。Meier, Handwerkerduelle, S. 299.

71) Ludwig, Das Duell, S. 231.

72) 差し当たりライブツィヒの例が挙げられる。Stadtarchiv Leipzig, Richterstuben, Strafakten, Nr. 611, Nr. 641.

73) Schwerhoff, Das frühneuzeitliche Duell, S. 223f.; Gerd Schwerhoff, Early Modern Violence and the Honour Code: From Social Integration to Social Distinction?, in: *Crime, Histoire & Sociétés/Crime, History & Societies*, Vol. 17 (2013), no. 2, S. 27-46, hier S. 41f.

ことをめぐる相克を、例えば請願における当該の暴力行為に対する描写を手がかりにして明らかにすることも有意義であろう。こうした点を今後の課題としたい。

【付記】 本稿は、JSPS 科研費（若手研究：JP19K13391）の助成を受けた研究成果の一部である。